

第2回精華町第3次人権教育・啓発推進計画策定委員会 議事録要旨

日時：令和8年3月23日（月）午前10時00分～

場所：精華町役場 6階 審議会室

出席者：阿久澤委員長、長沢副委員長、武内委員、西島委員、藤委員、

石井委員、務中委員、片上委員、杉山委員、山代委員

欠席者：なし

傍聴者：なし

会議の要旨

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 策定委員会の議事内容

(1) 人権に関する住民意識調査結果について

●同計画委託業者（SRC）から（1）について説明（資料9）

●阿久澤委員長から（1）について説明（資料「精華町「人権に関する住民意識調査」から見える教育・啓発の課題」）

(2) 精華町第2次人権教育・啓発推進計画の総括について

●事務局から（2）について説明（資料10）

(3) 精華町第3次人権教育・啓発推進計画の体系案について

●事務局から（3）について説明（資料11）

(4) 意見交換

<委員からの質問・意見>

務中委員：私は息子が自閉症スペクトラムという知的障害を持っていて、地域の支援学校を終えて、今は生活介護事業所に行っている。依存症について案にはなかったのでアンケートに加えてほしいとお願いしたところ、このような結果が出て、この会に参加した意義があると思った。このような委員会に、一般公募で参加できる取組自体が大きなことだと思う。

151ページの⑮依存症についての回答で、概ね病気であるという意識があると思うが、18・19歳で「病気ではなく意思の問題」であるという回答が多い。他人をそう思っているというより、自分がそうなった時に自分の意思に問題があると捉えてしまうのではないか。そういう意味でも、若年層に啓発が必要だと思った。

石井委員：研修の参加状況について。人権教育にしろ、啓発にしろ、参加してもらわないことには意識は高まるはずがない。いろいろなところで学習経験

はあると思うが、「参加したことがない」という回答が職場以外ではかなり高い結果が非常に気になっている。でも、参加は簡単ではない。その人がそこに移動しないといけないので、時間・場所・規模等を考える必要がある。そうなるとうるしい。人権の調査はどこも5割かないとのことだが、調査自体が啓発の機会と捉えて良いのではないか。今回の調査対象者は2,000名だが、3,000名に増やすことによって結果が埋もれてしまうことはあり得るのか。

委員長：そんなに変わらない。

石井委員：予算の問題ではないか。人権問題について、知る機会があるかどうかだと思ふ。知らないから、そのことに対してアクションを起こすことがない。知らないうちに差別していたこともあると思ふ。実態を知らないと、そういうことに対して動くことがない。参加状況をどう上げるかは難しい課題だと思ふので、一つは調査対象を増やすことが大事だと思ふ。

それと、人権教育については学校教育に期待している。当然学校は取り組むが、そこは啓発の期待度もあって良いのではないか。みんな学校教育を受けているので、その中で感じていることが表れていると思ふ。そうなるとう、学校教育の中で人権教育をより充実させていく方向性が良いのではないか。資料11の人権教育・啓発の推進の「3. 効果的な手法による人権教育・啓発の実施」に関心がある。「効果的」とは何か。効果のある手法があるなら、すれば良い。それが蓄積されているかどうか気になる。学校現場を退職して10年になるが、極端に言うとう学校によつて人権教育の方針が違ふ。大きな方針は同じだが、やっている中身は微妙に違ふ。この「効果的な手法」に、各学校で取り組んでいるのか。もしくは、(2)「人権教育・啓発資料等の整備」はされているのか。京都府からは出ているが、精華町としてこの良い資料を使おうという動きはなかったと認識している。教師は、当然教材があれば指導していく。良い教材を用意すれば、いろいろな人権問題に対して動いていく。最近は自尊感情という言葉で表記されるようになってきたが、過去にはセルフエスティームという冊子、あるいは解決の方法、アサーションの手法等も学ぶ必要がある。自尊感情という言葉が一般的になってきているが、私の理解では差別する人間を作らないという発想だと思ふ。自分に自信のある子は、人を差別する側に回らないだろう、そういう側に回らない子どもを作ろうという発想が、自尊感情を大事にしようということだと思ふ。学校現場で、啓発の場も含めてかもしれないが、自尊感情「あな

たで良いんだよ」という感覚をどう養っていくか。特に保・幼・小・中だと思う。そこで差別する側に回らない子どもにすることが大事になる。そういう資料が、学校現場で使われているかどうか。精華町で管理職も務めてきたが、結局そういうものは作られていなかった。ここに書くのであれば、精華町独自の効果的な手法が必要ではないか。ダイヤモンドランキングという手法等、いろいろなものがある。それをまずは教職員が知らないと、どうにもならない。今回こういうことが書かれているので、良い機会だと思う。学校で充実させるのであれば、こういう資料でこういう教育をすればどうかと提起してほしい。ここに「整備」と書いてあるのは、そういうことではないか。これだけ学校教育に期待されているのであれば、学校教育の充実イコールどんな教材を用意するかである。良い教材が用意されれば、子ども達にもものすごく響く。その問題を、改めて今回考えていきたい。

研修の機会があまりない点では、意識調査を実施することと、啓発の手引きが大事になる。情報伝達の手引きの冊子はあるが、人権問題の実態としてこういうことがあったからこういう法律ができたという手引きはあるのか。あっても良いのではないか。研修の機会に参加してもらうことが難しいのであれば、冊子もしくは意識調査で啓発を図るのはどうか。

藤委員：本質を突かれていた。精華町教育委員会として独自の効果的な教材、人権学習に関する資料は、今現在ない。ただ、石井委員が在職されていた時から言われていることだが、教職員の人権意識の高揚は課題認識として持っている。学校教育現場の中でも、教職員の世代間の人権意識の違い、これまで受け継がれてきた人権教育のあり方が上手く引き継がれていないところが、令和3年度の京都府の教職員人権意識調査でも見られている。精華町でも町の教職員人権教育研究会があり、その上には京都府の人権教育研究会がある。それら団体と教職員で研修は実施している。毎年1回、夏には精華町の教職員に一つのテーマに則って人権研修をしながら、また、分科会等も設けながら実施しているところである。各学校現場に任せているところもあるが、人権意識の高揚を図る為に精華町教育委員会として今後も働きかけていきたい。ご意見をいただいた効果的な人権資料の研究開発についても、今後の課題としたい。

石井委員：教職員に対する調査結果に期待している。教職員も若い世代が増えているので、どのように思っているのかが実態だと思う。それに向けて、どんな研修を行っていくかが見えてくるのではないかと。

同和問題に対する学習は、20～30年前に比べると学校現場で取りあげる熱意が弱くなっているのではないか。過去の中学生よりも認識があまり深まっていないという結果が確か出ていたように思う。それと、先ほどの調査の中でも、若い年代が同和問題への関心が低かったと思う。若い教員は、様々な人権問題についてはより詳しくなっている。ただ、同和問題に関しては、昔より意識は低くなっているのが実態ではないか。実際に指導する教員の意識が様々な人権問題に対しては高くなっているが、同和問題に限るとそうではないと言えるのではないか。

京都府が毎年人権教育研究会を行っている。全国レベルでも全国人権同和教育研究大会がある。今回は、大阪で実施された。元々は2泊3日の大きな大会だったが、どんどん規模は縮小されている。全部見たが、「効果的な手法」の実践はほぼゼロだった。ただ、それぞれの子どもの思いをどう受け止めるかという実践はたくさんある。セルフエスティームを育てる手法、アサーションをどうしていくか、教材としては「あなたならどうする」という言葉で、人権問題が起きた時にどうやって人に伝えていくかという手法の勉強である。そういう手法については、委員長がたくさんご存知ではないかと思う。人権教育の資料の蓄積に関わって、こういう手法があると提起していただくと、学校現場で有効になる。教材と、もう一つ大事なのが手法である。教え込むのではなく、子ども達が自ら学んでいく、ファシリテートという言葉が過去に出ていたと思う。子ども達に気付かせることが最も大事な手法である。自尊感情という言葉は知っているが何故その言葉が出てきたのか、それを育む為の教材がある。自分に自信を持ったほうが良いに決まっているので、その教材があるなら小1～中3まで、できれば学期ごとに入れていくくらいでないと育たない分野でもある。そういう教材の作り方について、委員長はご存知ではないか。学校現場に期待されていてやるのであれば、良い教材と手法がないと、せっかく1時間使っても全然違ってくる。そういうものをきちんと論議して作ってきていない。どの学校でも必ずしてくださいというのが教科書なので、人権の教材・資料もそういう位置づけにするべきである。何故なら、人権問題はそれだけ大事な問題だと思う。人権問題に対する意識は、全員が高くなければいけないのが目標だと思う。逆に、そういう差別を受ける人はゼロにしなければならない。10人だったのが5人に減ったから良かったという問題ではない。この意識調査でも減ってきたのは確かに良い傾向かもしれないが、未だにその

ことで苦しんでいる人がいるという認識に立つのかどうか、大きな違いだと思う。学校教育は良い教材さえあればやっていけるので、そこは是非お願いしたい。

委員長：補足すると、京都府は社会教育で教材を作っている。京都府全体で研修会をするが、相当程度教職員の参加がある。恐らく、具体的なことを知る機会がなかなかないと思う。あと、第3次とりまとめの改定をしようという動きもある。少しずつ進歩していることも、注視しなければならない。それと、道徳が教科化されたので、どの時間を使うかがどこの学校でも課題になっている。もちろん総合的な学習の時間等を使いながら進めているが、時間が圧縮してしまっている。教職員関係の集会等はあるが、どこの時間で何をするか問われることがある。

経年比較がない部分は、年代別の比較で年齢のコーホートの差を見ることが出来る。経年比較ではないが、どのくらい世代によって違うのかを見る為の参考にしてもらえと思う。

私は精華町の教職員意識調査に関わっていないので、これから出るデータは皆さんと一緒に初めて見ることになるが、他の自治体でたくさん関わっている。市民意識調査よりも、かなりはっきり年代の差が出てくる。50代、定年直前の世代の人達の昔から仕込まれてきた人権意識と、若い世代の意識の差は、ものすごくはっきり出てくるのが特徴である。障害のある人、外国人、部落差別もそうだが、若い世代は個人として物を見ることを仕込まれている。個人として努力する、一人の人間としてというところはしっかりしているが、「私は一人の人間として相手を見るから差別はしない。だから、部落出身者も性的少数者も在日コリアンもそういうことは人前であまり出さずに、個人として社会に参加しろ。」という意見が20代で一番支持を得ている。先ほども合理的配慮と障害者雇用について話したが、個人に対して合理的調整をすることには賛成するが、障害者雇用のような一つの制度になると、途端に反対する。女性のポジティブアクションに対してもそうだし、最近の教職員調査でもはっきり出てきている。教材も、個人の意識を変えるだけでなく、社会の構造の中に入っていることをしっかり見ようとなってきた。そういうことも活かしたら良いと思う。調査の年代差は、参考になると思う。

武内委員：障害者雇用の合理的配慮について、9ページに示されている。第3次の計画にも、企業・事業所関係者の合理的配慮という言葉が出ていた。合理的配慮という言葉が浸透してきたと思うが、正しく使われていない事

例を知っているのです、お話ししたい。精華町内の企業に難聴の方が採用された。「あなたは、障害者の中で採用するのに丁度良い人だ。」と言われた。何故なら、車椅子を使う人に対しては段差を考えたり、エレベーターを設置したりする必要がある。その人は難聴だが、補聴器を付ければ電話も普通に取れるので、そういう配慮が不要で丁度良いとのことである。そのように、本当の意味の合理的配慮を理解しているとはとても思えない事例があるので、合理的配慮という言葉が独り歩きしないような人権啓発を進めて、計画を立てていきたいと思う。

委員長：それは、配慮とも言えない。

務中委員：私は障害を持つ子どもと、その上に健常児がいる。学校生活の中で人権意識の醸成に良かった事例を2つ述べたい。私の息子は、南山城支援学校という精華町にある支援学校にいた。私が働いていたので、兄がいる地域の小学校の学童を利用できた。学校が違ふし、障害もあるのでどうなるかと思ったが、とても良くしていただいた。行政の子育て支援課が個別のブースを作ってくれたし、何よりも学童の先生達の理解があった。あと、NPO法人そらの福祉サービスに慣れている方を加配してもらった。子ども達が自然に息子のことを理解してくれた。息子は何も話せなかったが、様子を読み取るとか待ってくれる等、先生の姿を見て自然に学んでくれたと思う。もうみんな20歳を過ぎているが、その子達が息子のことを気にかけてくれている。学習機会と言うより社会環境で子ども達が醸成されたと思う。私が行政に相談に行った時に、何とかして学童に行けるようにならないかと仕組みを作っていたことが、大きかったと思う。

もう一つは、上の健常児の子のクラスに難聴の子がいた。その子の為に加配の先生が小学校6年間ずっとついていた。クラスにいた子ども達は、自然にその子の難しさ、よく考えないといけないことを知っていた。この時間はこの子にはこういう支援が必要だと、加配の先生が伝えていた。そのように、社会環境下で相手を思いやる心が自然に身に付くと思った。普通学級の中に発達障害の子どもに寄り添うティーチングアシスタントがいる学習環境があれば、お互いサポートしあう意識が生まれると思う。

委員長：重要な側面だと思う。学童は時短でされているのか。

事務局：学童保育の担当は子育て支援課で、放課後等デイサービス等は自立支援関係のサービス調整になる。学童保育の中だけでみていたのであれば、学童保育の予算だと思う。外出支援サービス等で送迎サービスを組み合

わせたり、例えば学童保育利用後にショートステイを利用したり、子育て支援課のサービスと社会福祉課のサービスを組み合わせて支援することはあり得るが、今どの予算を使ったのか承知していないので申し訳ない。

石井委員：私の意識だが、精華町は手厚い。予算は詳しく知らないが、私が最後に在職していた学校では、特別支援学級に担任以外に2名付けていただいていた。それから10年経ち、今は不登校に国も含めて予算をつけて人の配置がかなり増えている認識はある。

藤委員：先ほどのお話しで言うと、教育部の特別支援教育支援員、もしくは介助員等、町単位で支援員を配置している。発達障害等がある場合、できる限り通常級に在籍しながら、共生社会実現の為に、また、学校現場に負担がかからないよう、生徒・児童の発育を健全にしていく為に予算を付けている。もう一つの取組として、不登校も多種多様ある。今年度から校内教育支援センター、いわゆる別室の指導員も、全小中学校に1名付けている。

石井委員：不登校も、学習権という人権だと思う。学校に行けていないと、教育が受けられない。もしかしたら、保護者の経済力に依存してしまう。どういう環境下にいるかで、一人ひとり違ってしまう。極端に言うと全く学校に行けない、学習の機会が全くない、ゲームで時間を過ごす。これは、人権問題という認識で捉えないといけない。学習権が保障されていない。担任が毎日行くのは不可能である。学校になるべく来られる状況を作ってあげる意味では、学校に担任じゃなくても支援員がいる受け皿があるのとないのとでは、全然違う。全国的に不登校が飛躍的に増えている。その中でも90日以上欠席の子の率が高い。その子達は、将来どうやって自立していくのか。学校は楽しいとは言えないので難しい部分はあるが、学校に来て授業を受けてもらうことが、一番保障できる一つの機会である。人権問題の学習権として、不登校の問題を捉えたい。結果的に、学びたいけど学ぶ場がないとなってしまう。子ども達の学習する権利が保障されていないという点で捉えることも大事ではないか。

(5) そのほか

・事務局より事務連絡 次回策定委員会：令和8年5月25日（月）午後2時～予定

5. 閉会